

## 自動火災報知設備について

自動火災報知設備は、火災による煙や熱を感知器が早期に自動的に感知して、警報ベルなどにより、建物内の人たちに火災を知らせる設備です。また、発信機のボタンを押下することで警報ベルを鳴動させ、建物内に火災の発生を知らせることもできます。

## 非火災報について（誤作動など）

感知器は、検定で定められた一定の環境（温度や煙濃度）になれば、作動するように作られています。そのため、火災ではなくても感知器が作動することがあります。要因には以下のようなことが考えられます。

- 1 人為的な要因によるもの。
  - (1) いたずらによるもの。
  - (2) 清掃によるもの。（ほこりが舞い上がるなど）
  - (3) 喫煙によるもの。
  - (4) 調理器具の煙や熱によるもの。
  - (5) 電磁波によるもの。
- 2 自然環境の要因によるもの。
  - (1) 落雷等によるもの。
  - (2) 急激な気圧の変化、大雨及び台風など高温多湿によるもの。
  - (3) 虫等の侵入によるもの。
- 3 維持管理上の要因によるもの。
  - (1) 建物の漏水等によるもの。
  - (2) 点検未実施による機器の故障や劣化によるもの。

## 建物の関係者（所有者・管理者・占有者）の皆さまへ

上記のような要因で非火災報が頻発すると、本当に火災になった時に非火災と思い込み、初期消火、通報、避難の行動が遅くなり、被害が拡大する恐れがあります。

非火災が続くことで周りに迷惑をかけるからなどの理由で、感知器を外すことや、受信機の電源を切るという行為は、そのことが原因で被害が拡大し大惨事を招く恐れもあります。また、このような行為は消防法令違反に該当します。

以上のことから、自動火災報知設備は定期的に点検を実施するとともに、非火災報の要因となっているものをできる限り排除してください。

自動火災報知設備が鳴動した場合は、まずは火災だと思って、火元の確認を行ったのち、火災であれば初期消火、通報、避難の行動を行ってください。明らかな火元が確認できない場合は、状況によって消防用設備業者などへ連絡してください。また、火元が確認できなくても不安な場合は、迷わず119をしてください。

建物の利用者の安全のためにも、適切な維持管理をお願いします。

### 注意

自動火災報知設備を消防法により設置している場合は、定期的に点検を実施し、消防署へ報告をしなければならぬ義務があります。建物利用者の安全のため、適切な維持管理をお願いします。

### お問い合わせ先

筑紫野太宰府消防組合消防本部 予防課  
TEL : 092-924-5792